

平成 25 年 7 月 5 日

美 作 市 長

殿

理事長 [REDACTED] (中小企業診断士)

専務理事 [REDACTED] (中小企業診断士)

理事 [REDACTED] (税理士)

[REDACTED] (税理士)

東栗倉工房株式会社経営診断調査報告書

貴市より依頼のありました、東栗倉工房株式会社の経営診断調査報告を以下のとおり
いたします。

目 次

1. 東栗倉工房株式会社の概観	・ ・ 1 頁
2. 経営診断調査を実施するに至った経緯と求める方向	・ ・ 2 頁
3. 業績推移分析	・ ・ 3 頁
4. 窮境要因現地調査結果	・ ・ 9 頁
5. 結論（提言）	・ ・ 11 頁

1. 東栗倉工房株式会社の概観

(1) 企業概要

企業名	東栗倉工房株式会社
所在地	〒707-0401 岡山県美作市後山 1431-1
電話番号	0868-78-2677
FAX	0868-78-2313
代表	■■■■ (美作市市長)
設立	平成4年7月14日
資本金	8400万円
年商	1億1,300万円 (平成25年3月期)
取扱商品	餅、和菓子、特産品

(2) 沿革

平成 4年 7月 東栗倉村にて東栗倉工房株式会社設立
特産品の製造販売を行う「東栗倉工房こぶし庵」開店

平成 17年 3月 市町村合併により美作市出資の第3セクターに

(3) 主たる事業

地元で収穫した食材、水を使用して素朴な手作り風味のお餅の製造、販売を、東栗倉工房こぶし庵で行っている。店舗では、うどん、そばの飲食も提供している。もちの製造、店舗での販売、飲食サービスの提供など、当社事業の核となっている施設が「東栗倉工房こぶし庵」である。製造販売の核拠点を有し、地元産品を提供するにあたって、恵まれた経営環境にあると言える。

当社はもちの製造販売を主たる事業としているが、比較的小規模の事業者が多く、機械化もなかなか進みにくい業界である。当社においても、機械設備をとり入れながらも基本的には手作業にて製造している。

日本標準産業分類の「他に分類されない食料品製造業」の「もち製造業」に属する。

2. 経営診断調査を実施するに至った経緯と求める方向

東栗倉工房（株）は、地区内の農産物や自然に自生する山野菜を加工し販売する事により付加価値を高め、農家所得の向上と雇用の場を確保、そして東栗倉をより活性化するため、旧東栗倉村により平成4年に設立されている。

厳しい経済環境のなかでも、これら目的と役割を果たすために官民一体となって、努力を重ね、収支均衡を何とか維持しながら事業を継続してきたことは高く評価されるべきことである。

ところが、直近期末（平成25年3月期）においては、前年度よりも売上を伸ばしながらも、2,400万円を超える大きな損失を計上することとなり、経営の継続も危ぶまれる状況に陥っている。

この大幅損失は、直近2期における経営環境の急激な変化に窮境原因があるとして、財務分析結果から、問題があると認められる科目を抽出し、重要なものについては、その問題の原因についても客観的な視点をもって原因の究明と今後の事業継続の可能性について実態調査・経営診断を実施した。

3. 業績推移分析

(1) 業績推移

- ・平成 24 年 3 月期までは収支均衡の状態を維持していた。
- ・25 年 3 月期において、急激に収支が悪化し、24,760 千円の経常損失を計上する。
- ・売上は、前年と比較して、12,244 千円増加しているが、原価、販管費とも異常に増加。
- ・外部環境の変化のみではなく自社内での特殊な要因があったことがうかがえる。

直近 3 期の業績(損益計算書)

	23 年 3 月期	24 年 3 月期	25 年 3 月期
純売上高	100,507	101,111	113,355
原価	57,782	54,299	79,438
販管費	42,386	46,353	58,522
経常利益	269	309	▲24,760

直近 25 年 3 月期を含む過去 3 カ年の決算データから抽出した損益を示したものである。堅実な経営構造から一転、25 年 3 月期においては、売上は前年から 12,000 千円強の増加をしているものの、原価、販管経費とも異常な増加により大きな損失計上となっており原因を究明することとする。

(2) 貸借対照表

		23年3月期	24年3月期	増減	25年3月期	増減
流動資産	現金	425	453	28	459	6
	普通預金	14,694	8,215	-6,479	1,028	-7,187
	売掛金	8,001	8,855	854	10,687	1,832
	商品	5,496	11,096	5,600	6,401	-4,695
	原材料	10,314	16,152	5,838	10,770	-5,382
	流動資産合計	38,930	44,771	5,841	29,345	-15,426
						0
固定資産	【有形固定資産】					
	建物	18,386	18,386	0	18,386	0
	建物附属設備	7,458	7,458	0	7,458	0
	機械装置	13,727	13,727	0	16,207	2,480
	車両運搬具	495	495	0	495	0
	工具器具備品	1,605	1,605	0	1,605	0
	土地	5,977	5,977	0	5,977	0
						0
	【無形固定資産】					
	HP作成費	216	216	0	217	1
	パソコンソフト	296	296	0	296	0
						0
	【投資等】					
	預託金	9	9		9	0
固定資産計	48,169	48,169	0	50,650	2,481	
資産の部合計	87,099	92,940	5,841	79,995	-12,945	
					0	
負債	【流動負債】					
	買掛金	1,492	1,440	-52	1,981	541
	短期借入金		5,000	5,000	10,000	5,000
	未払金	1,365	2,313	948	2,396	83
	預り金	285	460	175	6,675	6,215
	未払法人税等	259	272	13	183	-89
	未払消費税当	743	480	-263	729	249
	仮受金	18	0	-18		0
	流動負債計	4,162	9,965	5,803	21,964	11,999
	負債の部合計	4,162	9,965	5,803	21,964	11,999
						0
純資産	【株主資本】			0		0
	資本金	84,000	84,000	0	84,000	0
	利益剰余金	1,938	1,975	37	-22,969	-24,944
	自己株式	-3,000	-3,000	0	-3,000	0
純資産合計	82,938	82,975	-37	58,031	-24,944	
負債及び純資産の部合計	87,100	92,940	-5,840	79,995	-12,945	

・普通預金

2年間（23年3月期～25年3月期）で13,666千円も減少しており、現金・預金は1,487千円しかなく事業継続も困難なレベルになっている。

・短期借入金

農協借入枠3000万円あり、期中で備蓄資金借入れあるも、過去は決算時0であったが2年で1000万円の増加、赤字補填の借入れである。

・預り金

役員借入であり、短期借入金と同様赤字補填である。第3セクターとしての資金調達方法としては不適切である。

(3) 損益計算書

①売上・原価

科 目	23年3月期	売上比	24年3月期	売上比	増減	25年3月期	売上比	増減	前2か年平均 との乖離率
【純売上高】									
売上高	100,507	100.0%	100,640	99.5%	-0.5%	112,147	99.9%	0.4%	-0.8%
農業売上高		0.0%	471	0.5%	0.5%	1,208	1.1%	0.6%	0.8%
売上値引		0.0%		0.0%	0.0%		0.0%	0.0%	0.0%
純売上高	100,507	100.0%	101,111	100.0%	0.0%	113,355	100.0%	0.0%	0.0%
【売上原価】									
期首商品棚卸高	5,727	5.7%	5,496	5.4%	-0.3%	11,096	9.9%	4.4%	4.3%
仕入高	7,741	7.7%	8,353	8.3%	0.6%	8,309	7.4%	-0.9%	-0.6%
農業仕入高		0.0%	341	0.3%	0.3%	29	0.0%	-0.3%	-0.1%
当期製品製造原価	49,810	49.6%	51,205	50.6%	1.1%	66,404	59.2%	8.5%	9.1%
合計	63,278	63.0%	65,395	64.7%	1.7%	85,838	76.5%	11.8%	12.7%
期末商品棚卸高	5,496	5.5%	11,096	11.0%	5.5%	6,400	5.7%	-5.3%	-2.5%
売上原価	57,782	57.5%	54,299	53.7%	-3.8%	79,438	70.8%	17.1%	15.2%
売上総利益	42,725	42.5%	46,812	46.3%	3.8%	33,917	30.2%	-16.1%	-14.2%

・期首商品棚卸高

23年3月期 5,496 千円 24年3月期 11,096 千円 25年3月期 6,400 千円と24年度は前年の2倍の在庫となっており異常であった。25年度の期末商品棚卸高は6,400千円と、2年前の同水準に落ち着いているが、実地棚卸が正確に実施されているとは思えない。

・当期製品製造原価

売上の伸びが対前年で12,244千円であるのに、この製造原価だけで、増加分が15,119千円となっている。大幅赤字の原因である。

②製造原価

科 目	23年3月期	売上比	24年3月期	売上比	増減	25年3月期	売上比	増減	前2か年平均 との乖離率
【純売上高】	100,507	100.0%	101,111	100.0%	0.0%	113,355	100.0%	0.0%	0.0%
【Ⅰ材料費】									
期首材料	7,182	7.1%	10,314	10.2%	3.1%	16,151	14.4%	4.2%	5.7%
材料仕入	31,170	31.0%	32,070	31.7%	0.7%	28,429	25.3%	6.4%	6.0%
合計	38,352	38.2%	42,384	41.9%	3.8%	44,580	39.7%	-2.2%	-0.3%
期末材料	10,314	10.3%	16,152	16.0%	5.7%	10,770	9.6%	6.4%	3.5%
材料費	28,038	27.9%	26,232	25.9%	-2.0%	33,810	30.1%	4.2%	3.2%
【Ⅱ労務費】									
賞金手当	6,711	6.7%	8,276	8.2%	1.5%	13,139	11.7%	3.5%	4.3%
賞与手当	836	0.8%	933	0.9%	0.1%	541	0.5%	-0.4%	-0.4%
退職金	36	0.0%	15	0.0%	0.0%	30	0.0%	0.0%	0.0%
雑給	6,355	6.3%	6,292	6.2%	-0.1%	8,034	7.2%	0.9%	0.9%
福利厚生費						199	0.2%	0.2%	
労務費	13,938	13.9%	15,516	15.3%	1.5%	21,943	19.5%	4.2%	4.3%
【Ⅲ経費】									
修繕費	251	0.2%	540	0.5%	0.3%	352	0.3%	-0.2%	-0.1%
消耗品費	6,651	6.6%	7,609	7.5%	0.9%	9,170	8.2%	0.6%	1.1%
娯楽料	757	0.8%	848	0.8%	0.1%	794	0.7%	-0.1%	-0.1%
検査費	174	0.2%	458	0.5%	0.3%	275	0.2%	-0.2%	-0.1%
雑費						60	0.1%	0.1%	
経費	7,833	7.8%	9,455	9.4%	1.6%	10,651	9.5%	0.1%	0.9%
当期製造費用	49,809	49.6%	51,203	50.6%	1.1%	66,404	59.2%	8.5%	9.1%
当期製造原価	49,809	49.6%	51,203	50.6%	1.1%	66,404	59.2%	8.5%	9.1%

・期首材料

25年3月期期首(=前年度期末)16,151千円(もち米1俵1万4千円として約1000俵)までの材料を持っておく必要があるかどうか、計画的な仕入とは思えない。

・材料仕入

期首時点での材料が多かったこともあり、仕入については抑えられている。

・期末材料

売上増加分を考慮しても、使用量が多すぎることを示している。ロス、紛失、盗難など、あらゆる可能性がある。

・材料費

材料費の対売上比率が、前年の25.9%から一気に30.1%台へと異常な上昇である。
ロス、紛失、盗難など、あらゆる可能性がある。

・賞金手当

賞金手当の増加が原価率上昇に大きく影響している。現場責任者による労務管理の不手際と思われる。

③販売費及び一般管理費

科 目	23年3月期	売上比	24年3月期	売上比	増減	25年3月期	売上比	増減	前25年平均 との乖離率
【販売費及び一般管理費】									
役員報酬	2,420	2.4%	2,420	2.4%	0.0%	2,420	2.2%	-0.2%	-0.2%
給料手当	9,555	9.5%	9,826	9.7%	0.2%	11,371	10.1%	0.4%	0.5%
賞与手当	1,339	1.3%	1,066	1.1%	-0.3%	504	0.4%	-0.6%	-0.7%
退職金	343	0.3%	159	0.2%	-0.2%	378	0.3%	0.2%	0.1%
雑給	1,078	1.1%	2,968	2.9%	1.9%	1,964	1.7%	-1.2%	-0.3%
法定福利費	3,152	3.1%	2,897	2.9%	-0.3%	4,766	4.2%	1.4%	1.2%
福利厚生費	307	0.3%	391	0.4%	0.1%	736	0.7%	0.3%	0.3%
広告宣伝費	806	0.8%	684	0.7%	-0.1%	211	0.2%	-0.5%	-0.6%
販売費	3,551	3.5%	3,851	3.8%	0.3%	1,486	1.3%	-2.5%	-2.3%
荷造運賃	8,272	8.2%	7,520	7.4%	-0.8%	14,299	12.7%	5.3%	4.9%
旅費交通費	167	0.2%	150	0.1%	0.0%	304	0.3%	0.1%	0.1%
車両費	696	0.7%	1,293	1.3%	0.6%	976	0.9%	-0.4%	-0.1%
通信費	409	0.4%	400	0.4%	0.0%	450	0.4%	0.0%	0.0%
水道光熱費	4,408	4.4%	4,799	4.7%	0.4%	5,482	4.9%	0.1%	0.3%
租税公課	572	0.6%	595	0.6%	0.0%	434	0.4%	-0.2%	-0.2%
接待交際費	187	0.2%	284	0.3%	0.1%	74	0.1%	-0.2%	-0.2%
消耗品費	901	0.9%	1,459	1.4%	0.5%	1,765	1.6%	0.1%	0.4%
賃借料	1,135	1.1%	1,380	1.4%	0.2%	1,962	1.7%	0.4%	0.5%
修繕費	480	0.5%	268	0.3%	-0.2%	41	0.0%	-0.2%	-0.3%
保険料	390	0.4%	336	0.4%	0.0%	382	0.3%	-0.1%	0.0%
支払手数料	208	0.2%	591	0.6%	0.4%	2,689	2.4%	1.8%	2.0%
図書研究費	11	0.0%		0.0%	0.0%	7	0.0%	0.0%	0.0%
会費及び負担金	37	0.0%	41	0.0%	0.0%	48	0.0%	0.0%	0.0%
振込手数料	167	0.2%	1,223	1.2%	1.0%	140	0.1%	-1.1%	-0.6%
施設管理費	260	0.3%	318	0.3%	0.1%	222	0.2%	-0.1%	-0.1%
消耗備品費	445	0.4%	179	0.2%	-0.3%	171	0.2%	0.0%	-0.2%
イベント費用	94	0.1%	161	0.2%	0.1%	489	0.4%	0.3%	0.3%
寄付金		0.0%		0.0%	0.0%	71	0.1%	0.1%	0.1%
研修費		0.0%	46	0.0%	0.0%	10	0.0%	0.0%	0.0%
農業経費		0.0%	942	0.9%	0.9%	4,633	4.1%	3.2%	3.7%
減価償却費	989	1.0%			-1.0%			0.0%	-0.5%
雑費	7	0.0%	46	0.0%	0.0%	37	0.0%	0.0%	0.0%
販売費及び一般管理費	42,386	42.2%	46,353	45.8%	3.7%	58,522	52.1%	6.3%	8.1%

・荷造運賃

前年の 7,520 千円と比較して 6,779 千円増加の 14,299 千円と、ほぼ倍増となっており、現場責任者の経費管理能力に問題がある。

・農業経費

農業仕入 29 千円、農業経費 4,633 千円となっているが、それに対応する農業売上は 2,481 千円（決算書上 1,208 千円）に過ぎない。異常であり、収益事業とはいえない。

(4) 財務指標推移

- ・収益性指標においては、25年3月期は経常利益率が大きくマイナスになっている。
- ・資金繰り、損益分岐点についても同様で、既に事業から生み出すC/F（キャッシュフローでの金
利負担でさえも困難な状況に陥っている。
- ・25年3月期において業績が急激に悪化し、一気に財務内容が悪化している。

■ 収益性分析			
売上高経常利益率	0.0%	0.0%	-22.1%
売上総利益率	42.5%	46.3%	29.9%
売上高販管費比率	42.2%	45.8%	51.6%
■ 安全性分析			
流動比率	935.4%	449.3%	133.6%
固定比率	58.1%	58.1%	97.6%
固定長期適合率	58.1%	58.1%	97.6%
自己資本比率	95.2%	89.3%	72.5%
■ 資金繰り分析			
売掛金回転期間	6.0%	5.9%	5.3%
棚卸資産回転期間	2.1%	2.2%	1.5%
インタレストカバレッジレシオ *	69.8%	93.8%	-4919.0%
■ 損益分岐点分析			
変動費率	57%	54%	70%
固定費	42,456	46,503	58,677
損益分岐点売上高	99874.2	100443.6	196106.1

*インタレストカバレッジレシオ

(営業利益+受取利息配当金) ÷ 金融費用 (支払利息・割引料)

インタレストカバレッジレシオとは、安全性分析の一指標で、金融費用の支払能力を示す指標。倍率が高いほど、利息の支払担保が大きい（負債返済の安全度が高い）ことを示す

4. 窮境要因現地調査結果

現地調査は、税理士 2 名 診断士 1 名が主体となり、東粟倉工房側に出向き、預金通帳、請求書等伝票類の確認及び、現場責任者、事務員等のヒアリングを実施した。

(1) 棚卸

- ・ 原始記録の「もち米関係月末在庫棚卸一覧表」と「棚卸集計表」との間に 1,378,250 円の差額があるが、原因は不明である。
- ・ 商品棚卸についても帳簿と棚卸表を比較するとおよそ 550 万円の差額がある。利益計上のため水増ししたことも思料されるが、これも原因は不明である。
- ・ 帳簿上の棚卸額については、現物確認による棚卸しがすべて行われてはおらず、必ずしも正確な棚卸額が計上されているとは言い難い状態である。
- ・ 現地調査において冷凍庫の中に販売不可能な在庫が確認された。
- ・ 製造技術不足による材料・商品の廃棄がある。(ヒアリングによる)

(2) 米の仕入

- ・ 23 年 3 月期は農協中心に仕入れ、24 年 3 月期は農協に米がないということで、農家から直接仕入れたため在庫が大幅に増加となっているが、269 本 (2,098 千円) は架空の可能性もある。
- ・ 25 年 3 月期の棚田米フクヒカリ仕入 75 万円であるが、帳簿には 30k 袋 1 袋分少ない 73 万 5 千円しか計上されていない。原因は不明。

(3) 農業経費

- ・ 24 年 3 月期から農業部門を開始、25 年 3 月期は白菜の苗の他トウモロコシ、スイカ等の種を仕入れているが、トウモロコシ等の売上は確認できなかった。
- ・ 農業経費 4,633 千円に対応する農業売上は 2,481 千円 (決算書上 1,208 千円) に過ぎない。
- ・ 売上・経費内訳について不透明である。収益事業とはいえない。

(4) 人件費

- ・ 労務費が約 486 万円、給料手当が約 154 万円、雑給が約 174 万円 (合計 814 万円) 増加している。要因は平成 24 年 9 月、労働基準監督署からの指導により、過去の給与の未払い分として約 325 万円、9 月以降の支払い増加分として約 253 万円 (合計 578 万円) が増加したためである。

(5) 法定福利費

- ・約 186 万円増加しているが、大きな要因は、社会保険庁の指導により、平成 24 年 10 月 1 日、過去に遡り、社会保険料を約 80 万円支払ってしること、また、以降においても社会保険庁の指導により、約 43 万円増加していることによる。(合計 123 万円)

(6) 荷造運賃

- ・約 678 万円増加している。主な要因は次の 2 点による。

- ① [] 及び [] に対する売上に係る運送については、[] が行っている。[] については平成 24 年 4 月までは、朝 8 時 30 分出発の日中便、平成 24 年 5 月以降は午前 3 時発の深夜便になったため、1 回の配送料が 19,000 円⇒31,000 円と 1 回につき 12,000 円も増加。[] の売上は同程度で年間 300 万円も運送料が高くなることを認めることは通常では考えられず、現場責任者の能力に疑問がある。
- ② [] に係る配送費を 24 年 7 月までは先方が負担していたが、以降は当社の負担となった。(当社配送費相当分は手数料が減額されており利益には影響がない)

(7) 支払手数料

- ・2,098 千円増加しているが、24 年 3 月期までは、手数料を差し引いた金額で売上に計上しているためであった。1 袋当たりの手数料は 544 円で取り扱い数量は約 4,000 個であり、合計約 200 万円の増加となっている。

5. 結論（提言）

美作市出資の第3セクターである東栗倉工房株式会社（以下、当社）が2013年3月期において急激に業績が悪化したことから、当事業協同組合にて、中小企業診断士、税理士からなる調査分析班を結成し、決算書数字の分析による課題の抽出、そして現地における実地検分を行い、業績悪化の原因を究明するための調査を実施した。

その結果、結論として以下の事項を提言することとしたい。

- ① 決算書3期時系列の財務分析及び現地での実地調査・ヒアリングの結果において、原始伝票と決算数字の不一致、また原始伝票現物が不足している等不透明かつ不明朗な経理処理が散見され、また業務執行に於いても農業部門に代表されるように原材料の仕入、棚卸、人件費などの管理・運営に関しても適格性に欠け、誠実義務・忠実義務に疑問を持たざるをえない。

- ② 現状の経営体制で前年同様の事業を継続しても赤字は年間1,000万円以上が予想され、美作市の当社に対する支援限度額3,000万円は今期中に超えると予想され、当社を現組織として継続していけるかどうかについては、業務執行にあたる現場管理者の人心を一新することが必要条件となると判断する。

とはいえ、人心一新には相応の時間を要し、すぐに成果が出てくるものでもない。これ以上、当社の損失を補てんするために、美作市として財政出動するだけの意義と価値があるか否かと問われれば、否と言わざるを得ない。

- ③ 当社の経営については、速やかに清算事務を開始し、早期に解散することで、これ以上の損失発生と補てんするための血税投入を今後一切行わないようにすることが最善の策であり、その、できる限り早い決定と実行を求めたい。

以上

[REDACTED]

専務理事 **〇〇〇〇〇〇** (中小企業診断士)

（税理士）

三 [REDACTED]

[REDACTED]

TEL [REDACTED]

東栗倉工房（株）の経営に関する報告書

東栗倉工房株式会社では、平成24年度において24,605千円の営業損失が発生しており、その主な要因として考えられるのは、以下のとおりです。

【損益計算から】

○売上利益関係

損益計算書において23年度と24年度を比較すると、純売上高は12,244千円増加しているが、商品製造にかかる原価は25,139千円と売上以上に増えている。

(原価率 23年度 54% 24年度 70%)

○社会保険料の増加

平成24年8月、社会保険事務所より現在採用している従業員について、2年間遡り、国民健康保険ではなく社会保険に加入するよう指導を受け保険料を納付。

法定福利費 対前年度比較 1,869千円の増加

○時間外勤務手当等の増加

平成24年9月21日、津山労働基準監督署の査察があり、日直手当（1日4千円）で支給していた休日出勤について、時間外勤務の計算に修正し、繁忙期である平成23年12月にまで遡って、支給するよう指導・是正勧告を受ける。

平成24年11月22日に11月分給与と退職者1名分を含め、計11名分の清算金として、3,252,695円（工場の貸金にかかるものも含む）を支払う。

給料手当（事務所・店舗） 対前年度比較 1,544千円の増加

○光熱水費の増加

商品製造の増加と比例して、電気代210千円、上下水道代237千円、灯油代93千円、LPガス他143千円の増額。

光熱水費 対前年度比較 683千円の増加

○荷造運送費の増加

への納入時間変更の要請があり、配送を早朝便としたことなどによる増額が4,020千円。

の郵送料が納入業者負担となったことから、1,420千円の増額。

24年度からとの取引が始まり225千円の増加。

荷造運送費 対前年度比較 6,778千円の増加

○支払手数料の増加及び販売費の減

の販売手数料を23年度は販売費で計上し、24年度は販売手数料で計上したため、24年度の販売手数料は2,097千円の増額、販売費は2,365千円の減額となり、相殺すると268千円の減。

販売手数料及び販売費 対前年度比較 268千円の減額

○農業経費の増加

23年度は年度途中から農業経営を行ったため農業経費は941千円に収まっているが、24年度は通年の経営を行い、かつ規模拡大を図ったことにより経費は4,633千円となった。

農業経費 対前年度比較 3,692千円の増加

【製造原価から】

○製造原価の増加

原材料の使用量増加（棚卸差額）による材料費の増額。

平成24年9月21日労働基準監督署の是正勧告による人件費の増加。

材料費関係 対前年度比較 7,577千円増加

労務費関係（工場） 対前年度比較 6,426千円増加

製造原価の合計では、15,200千円の増額

損益計算書比較

(単位：円)

項 目		2 3 年度	2 4 年度	比較	増減率
純売上高	(1)	101, 111, 224	113, 355, 681	12, 244, 457	112. 1%
売上高	(2)	100, 640, 546	112, 147, 517	11, 506, 971	111. 4%
農業売上高	(3)	470, 678	1, 208, 166	737, 488	256. 7%
売上値引	(4)	0	△ 2	△ 2	
売上原価	(5)	54, 298, 786	79, 438, 362	25, 139, 576	146. 3%
期首商品棚卸高	(6)	5, 496, 524	11, 096, 361	5, 599, 837	201. 9%
仕入高	(7)	8, 353, 573	8, 308, 881		99. 5%
農業仕入高	(8)	341, 606	29, 524	△ 312, 082	8. 6%
当期製品製造原価	(9)	51, 203, 444	66, 404, 320	15, 200, 876	129. 7%
小 計	(10)	65, 395, 147	85, 839, 086	20, 443, 939	131. 3%
期末商品棚卸高	(11)	11, 096, 361	6, 400, 724	△ 4, 695, 637	57. 7%

売上総利益	(12)	46, 812, 438	33, 917, 319	△ 12, 895, 119	72. 5%
-------	------	--------------	--------------	----------------	--------

販売費及び一般管理費	(13)	46, 353, 520	58, 522, 953	12, 169, 433	126. 3%
役員報酬	(14)	2, 420, 000	2, 420, 000	0	100. 0%
給料手当	(15)	9, 826, 426	11, 371, 104	1, 544, 678	115. 7%
賞与手当	(16)	1, 065, 600	504, 280	△ 561, 320	47. 3%
退職金	(17)	159, 000	378, 000	219, 000	237. 7%
雑給	(18)	2, 968, 330	1, 963, 938	△ 1, 004, 392	66. 2%
法定福利費	(19)	2, 896, 754	4, 766, 346	1, 869, 592	164. 5%
福利厚生費	(20)	391, 916	735, 952	344, 036	187. 8%
広告宣伝費	(21)	683, 999	211, 313	△ 472, 686	30. 9%
販売費	(22)	3, 851, 436	1, 485, 833	△ 2, 365, 603	38. 6%
荷造運賃	(23)	7, 519, 577	14, 298, 502	6, 778, 925	190. 2%
旅費交通費	(24)	150, 208	303, 770	153, 562	202. 2%
車両費	(25)	1, 293, 583	976, 127	△ 317, 456	75. 5%
通信費	(26)	400, 120	449, 562	49, 442	112. 4%
水道光熱費	(27)	4, 798, 906	5, 482, 369	683, 463	114. 2%
租税公課	(28)	595, 100	433, 800	△ 161, 300	72. 9%
接待交際費	(29)	284, 015	74, 495	△ 209, 520	26. 2%
消耗品費	(30)	1, 459, 334	1, 764, 995	305, 661	120. 9%
賃借料	(31)	1, 379, 800	1, 962, 204	582, 404	142. 2%
修繕費	(32)	267, 720	40, 800	△ 226, 920	15. 2%
保険料	(33)	396, 315	382, 126	△ 14, 189	96. 4%
支払手数料	(34)	590, 777	2, 688, 706	2, 097, 929	455. 1%
図書研究費	(35)		7, 200	7, 200	
会費及び負担金	(36)	40, 700	47, 700	7, 000	117. 2%
振込手数料	(37)	1, 223, 100	139, 944	△ 1, 083, 156	11. 4%
施設管理費	(38)	317, 947	221, 825	△ 96, 122	69. 8%
備品費	(39)	178, 743	171, 017	△ 7, 726	95. 7%
イベント費用	(40)	160, 823	489, 206	328, 383	304. 2%
寄付金	(41)		71, 000	71, 000	
研修費	(42)	45, 715	10, 000	△ 35, 715	21. 9%
農業経費	(43)	941, 715	4, 633, 272	3, 691, 557	492. 0%
雑費	(44)	45, 861	37, 567	△ 8, 294	81. 9%

営業利益 (損失)	(45)	458, 918	△ 24, 605, 634	△ 25, 064, 552	-5361. 7%
-----------	------	----------	----------------	----------------	-----------

※営業外収益・費用は未計上

製造原価比較

(単位：円)

項 目		2 3 年度	2 4 年度	比較	増減率
材料費	(1)	26,232,204	33,810,202	7,577,998	128.9%
期首材料費	(2)	10,314,064	16,151,642	5,837,578	156.6%
材料仕入	(3)	32,069,782	28,429,301	△ 3,640,481	88.6%
小計	(4)	42,383,846	44,580,943	2,197,097	105.2%
期末材料費	(5)	16,151,642	10,770,741	△ 5,380,901	66.7%
労務費	(6)	15,516,457	21,943,444	6,426,987	141.4%
賃金手当	(7)	8,275,734	13,139,401	4,863,667	158.8%
賞与手当	(8)	933,680	541,460	△ 392,220	58.0%
退職金	(9)	15,000	30,000	15,000	200.0%
雑給	(10)	6,292,043	8,033,595	1,741,552	127.7%
福利厚生費	(11)		198,988	198,988	
製造経費	(12)	9,454,783	10,650,674	1,195,891	112.6%
修繕費	(13)	540,331	351,494	△ 188,837	65.1%
消耗品費	(14)	7,608,705	9,170,370	1,561,665	120.5%
搗精料	(15)	848,120	793,506	△ 54,614	93.6%
検査費	(16)	457,627	275,304	△ 182,323	60.2%
雑費	(17)		60,000	60,000	
製造原価	(18)	51,203,444	66,404,320	15,200,876	129.7%

東栗倉工房 平成 24 年度決算確認

東栗倉工房の平成 24 年度決算に疑義があるため調査を行いましたので、その結果を次のとおり報告します。

調査年月日：平成 25 年 6 月 10 日～17 日

調査にあたった職員：総務課 ■■■■ 参事 ■■■■ 主任、協働企画課 ■■■■ 課長補佐、
財政課 ■■■■ 係長

1.不適正と思われる事項

- ■■■■ という名前だけの会社を ■■■■ が設立している。現在のところ従業員はおらず、名前だけで実態はない。■■■■ 所有の農地にビニールハウスを建て、野菜を栽培する事業を、■■■■ と連携し、計画しているらしい。この ■■■■ の口座に、■■■■ から白菜売上代金 129,105 円が入金されている。これは本来東栗倉工房へ入金されるべきお金である。また、■■■■ の口座から白菜の苗代として 89,600 円（14 円×6400 本）が引き落とされている（H25.1.15）。（■■■■ 専務が農協で確認）
- 農業生産部門収入用（■■■■ ・■■■■ 分）の通帳を分けており、H24/8/8 振替「白菜代金」469,043 円は、一旦 ■■■■ の口座に入ったものを工房の通帳に振り替えた。
- ■■■■ から ■■■■ からの入金の内訳書は、■■■■ 個人宅に送られているようで、経理に提出されたのは 3 通だけである。
- 農協からの請求書には電算処理のものと手書きのもの 2 種類があり、手書きのものが決算月と一致している。しかし、発注・納品月と決算月が大きく異なり、内容も電算処理のものと異なる部分がある。予め決済月を大きくずらした発注も見受けられた（H25.3.27 マルチ抑え）。

2. その他参考事項

- ・ ■■■■ への配送料の単価を 19,000→31,000 に H24.5 に改定した。交渉は ■■■■
- ・ ■■■■ への配送は、■■■■（■■■■）に依頼している。■■■■ の卵と一緒に配送するときは、■■■■ 分が ■■■■ から 1 回 10,000 円入金される。月に 18 万程度。
- ・ 農業経費の支出は、■■■■ 店長が行い、納品場所は不明。おそらく ■■■■ 下の ■■■■ の倉庫、納品確認を事務員は行っていない。

- ・種の購入について。大量に購入し、品種が分からないものがある。
- ・支払いを先送りした発注がある。(H25.3.27 マルチ抑え)
- ・[]と[]は[]。[]には少し[]があると思われ、単価を半額(375円)としている。
- ・作業に使用しているトラクターなどの農機具は、農協の物を使用していると思われる。
- ・農機具への燃料を購入していると思われるが、車番、納品確認サインの記載がなく、一般経費との農業経費に分けることができない。含まれているとすると、一般経費の中から支出していることになる。
- ・平成23年度の農業経費は98万円
- ・耕作している畑の地番と面積は次のとおり

	地 番	面 積 (㎡)	名 義
1	[]	1016	[]
2	[]	758	[]
3	[]	588	[]
4	[]	872	[]
5	[]	770	[]
6	[]	755	[]
7	[]	1074	[]
8	[]	930	[]
9	[]	284	[]
10	[]	460	[]
11	[]	837	[]
	計	8344	

- ・アルバイト賃金単価にばらつきがある。単価の指示はすべて[]。高額になっているのは、機械作業をした時の単価。
- ・苗、種が購入されているのに出荷されていないと思われるものは、トウモロコシ、スイカ、ジャガイモ、ナス。

3.まとめ

作物の品種ごとに原価と出荷額を整理しようとしたが、購入された種、苗の品種が分からないものがあり、出荷した野菜の納品内訳についても、明細が[]個人宅に届けられ、入金額しかわからないものがあり、完全に整理することができなかった。

決算書の農業売上は、1,208,166円(税抜き)だが、実際の売り上げは2,481,467円と思われ、農業経費は4,633,272円(税抜き)だが、決済月を先延ばししているものがあり、実際は500万円程度あると思われる。

結果として、250 万円売りあげるのに、500 万円かけている状況で、全く採算が取れていない。

野菜を自前で栽培し出荷する事業は、餅・お菓子の生産が少ない時の従業員の利活用の事業として■■■■市長が提案したらしい。しかし現実には、専属の従業員が雇用され、更にアルバイトまで雇用している。工房業務の繁忙期と閑散期に合わせた品種の選定をしないと、この事業を行う意味はない。

種・苗・肥料の購入等支出の決定を■■■■が行っており、専務の位置付けが不明瞭。決裁区分がどうなっているのか。専務の方が店長より上の決済権を持つはずだが、全く機能していない。

平成 25 年 7 月 5 日

東栗倉工房株式会社
代表取締役社長 様

東栗倉工房株式会社
代表取締役専務

農業関係の支払い及び売上金入金に関する顛末書

1. 日 時 平成25年7月2日(火)午後2時～午後3時半
2. 場 所 東栗倉工房(株)
3. 出席者 市役所 参事、課長補佐、
4. 経 緯
 - ・平成25年6月4日、6日、税理士、会計士の決算関係の査察調査があり、に農業関係の資材等購入、野菜の入金内容の提出を依頼しました。資材等購入明細書はすぐに提出してもらい確認していただきました。
 - ・平成25年6月10日より野菜関係の入金内容について問い合わせていた精算明細書がFAXされてきました。内容を確認するとに入金されており、確認したところ東栗倉工房に未入金のもの1件(129,105円)あることが分りました。
 - ・平成25年7月1日午後2時に市役所総務部参事が来られ一緒に支店長に、と名義の2つの口座に関係した、仕入及び売上に関するすべての取り扱い明細の提出を依頼しました。又、2つの口座に関する取引全ての停止を依頼してきました。
 - ・その後、参事が店長に電話をかけて会いに行かれました。
 - ・平成25年7月2日朝、市役所総務部参事より店長も通帳や書類も持って来られ、話し合いをしますので午後から伺いますと電話がありました。
5. 内 容
 - ・の名義、名義の通帳を持参してもらい確認したところ名義の総合口座に平成24年2月2日、白菜代金180,397円が入金されたままになっていました。
 - ・名義の普通口座には平成24年12月26日白菜代152,653円入金、平成25年1月15日白菜苗代金89,600円が引き落とされておりました。平成25年1月25日かぶ代金126,965円が入金されておりました。平成25年1月30日白菜代金129,105円が入金されておりました。平成25年2月19日白菜代金152,653円、かぶ代金126,965円の2件分だけが工房で預かっている口座に振替てありました。

- ・協議の結果、上記の未振替白菜代2件口座分180,397円、口座分129,105円、計309,502円を東栗倉工房(株)口座に振り込んでもらうこと。又、東栗倉工房より口座に白菜の苗代金89,600円と別に白菜の苗代金10,000本分を支払うことで一応同意しました。
- ・協議の後、参事よりに依頼した件はもう良いので取り消して下さいと言われたので7月2日に行き支店長に取り消しを連絡致しました。
- ・7月5日から口座に未振替白菜代金2件分7月4日に振り込みましたと連絡があったので確認し、東栗倉工房の口座に2件合計309,502円振替致しました。

工房の事務処理等に気を取られ、農業関係につきましては店長に任せ切りで監督不行届きで誠に申し訳ありませんでした。
ここに深く反省するとともに心からお詫び申し上げます。
今後はこのようなことがないように職務に努めることを誓います。

ご 連 絡

平成25年7月19日

美作市 御中

(田園観光部農業振興課 課長 [REDACTED] 様)

[REDACTED]

[REDACTED] 法律事務所

弁護士 [REDACTED]

弁護士 [REDACTED]

TEL [REDACTED]

FAX [REDACTED]

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成25年7月17日に弊所にてご相談いただきました件について、当職で検討した結果を下記のとおり報告いたしますので、ご確認ください。

敬白

記

1 破産手続と特別清算手続について

(1) メリット・デメリット

破産手続と特別清算手続のメリット・デメリット等を別紙1にまとめました。ご参照ください。以下に、若干、補足説明させていただきます。

簡単にいうと、特別清算手続の方が柔軟で自治的な処理が可能である反面、債権者の協力が不可欠になっております。これに対して、破産手続では厳格な手続が必要になりますが、債権者の協力が得られなくても管財人が手続を進めていくことができます。結局のところ、債権者の協力が得られるか否かが手続選択の重要な判断要素となります。

本件でいえば、貴市が[REDACTED]に保証債務を履行することで、貴市が東栗倉株式会社（以下、「会社」とします。）の最大の債権者となります。したがって、特別清算手続における債権者の協力は得やすいといえます。とはいえ、特別清算手続での協定を可決するためには、債権者集会への出席債権者の過半数という頭数要件もあります。このため、債権額としては多くありませんが、頭数の多い売掛債権者等がどの程度協力してもらえそうかということがポイントとなってくるそうです。

ただ、協定の定め方として少額の協定債権について別段の定めをしても公平を害さない場合には、そのような別段の定めをすることもできます（会社 565 条）。例えば、「20 万円以下の債権者に対しては全額を支払う」というような協定を定めることもあり得ます。このような協定であれば債権者側の同意も得られるはずです。

また、和解型の手続であれば、個々の債権者との和解が必要になります。それぞれの債権者について同意が得られるかが鍵となります。

（２）手続の流れ

破産手続の場合には、申立人が破産手続開始申立をして裁判所が破産手続開始決定を出した後では、管財人が手続を進めていきます。このため、会社側の財産の管理処分権はなくなってしまいます。その反面、管財人が手続を進めてくれるので会社側で特段の手続をすることはなくなります。

他方で、特別清算手続では、まず会社を解散して清算人を選任し、特別清算の開始申立をします。特別清算の開始決定後も清算人が手続を進めていくことになります。その意味で会社側の意向は反映させやすいのですが、負担は大きくなります。その反面、事業譲渡などの手続も会社が主導して行うことができます。破産になりますと会社が事業譲渡を主導した場合に否認権を行使されるリスクがあります。

また、特別清算では協定案を可決することができれば、手続は迅速に進みます。破産手続では債権確定から換価配当まで厳格な手続になりますので、時間はかかります。

2 事前の準備・確認事項

(1) 債権者の協力

上述したように特別清算をとるためには、債権者の協力が不可欠です。

ア 協定型

協定型では、破産手続への移行も見越して多額の予納金を納める必要があります（岡山地裁の運用）。もっとも、協定成立の見込みが高ければ、予納金の金額を検討することは可能とのことです。また、破産手続に移行しなければ予納金はある程度戻ってくることになります。

債権者集会で協定を可決するには、債権額および債権者数の双方の要件をクリアする必要があります。ところで、債権者集会での議決権を有するのは、協定債権者のみです。特別清算とは無関係に行使できる担保がある場合は（例えば抵当権）、その担保権で回収できる範囲については協定債権者になりませんので議決権はなくなります（会社515Ⅲ，554Ⅰ）。

したがって、貴市が保証債務を履行した場合に弁済による代位により抵当権者となるのか否かを確認しなければなりません。つまり、現時点で[]が土地及び建物に抵当権をつけているかどうかを確認しておく必要があります。抵当権がついていると貴市の債権者集会での議決権は小さくなりますので、協定可決の可能性が低くなります（債権額全体との関係によりますが）。また、貴市以外の債権者として、どの程度の債権額の債権者が何名程度いるのか、当該債権者が協力してくれそうなのかを調査しておく必要があります。その上で、予め協定への協力を取り付けておくのがよいと思われます。な

お、破産手続であれば、このような事前準備は不要です。

イ 和解型

また、協定による弁済ではなく債権者との個別和解による特別清算もあります。この場合、個々の債権者と弁済額や弁済期などを和解する必要があります。一般的には協定型が用いられることが多いようですが、岡山地裁の運用からすれば和解型の方が予納金が低く使い勝手がよいとは思いますが。ただし、この予納金は、債権者との個別和解がほぼ成立することを前提としているとのことで、個々の債権者に予め話を通しておくことが大前提となります。また、協定型のように一律の債権カットではなく、それぞれの債権者との話し合いが必要になりますので、非協力的な債権者が存在する場合には和解型で進行するのは難しいでしょう。

(2) 手続開始の要件

ア 特別清算

特別清算が開始される要件は、清算の遂行に著しい支障を来すべき事情がある場合、または債務超過の疑いがあることです。前者は債権者が多数である場合などを想定していますので、後者であることを裁判所に証明することが必要になるはずです。ここで、債務超過の疑いは清算価値で判断すべきとされています（簿価ではなく処分価格）。

本件の会社では貸借対照表上は債務超過とはいえません（資産約8000万円に対して負債約2200万円です）。実際に処分した場合に債務超過に陥るおそれがあるのか否かを確認された方がよいでしょう。なお、債務超過に陥るおそれがなければ、通常の清算手続で会社を清算できます。いうまでもありませんが、通常の清算手続の方がより簡単です（裁判所への申立なども不要です）。

イ 破産

破産手続の場合には、支払不能が要件となります。支払い不能とは、「債務

者が弁済能力を欠くために即時に弁済すべき債務を一般的かつ継続的に弁済することができない状態」とされています（有斐閣，法律学小辞典4版）。損益計算書からすれば，支払不能のおそれは当然にあります。しかし，支払不能は信用なども含めて判断されるとされており，債務者が借入や弁済猶予が可能な場合は支払い不能とはいえないとされています（山本和彦「倒産処理法入門」57頁）。また，弁済期の到来していない債務を将来弁済できないことが確実に予想されても，弁済期の到来している債務を現在払っている限り支払不能ということはできない（東京地判平22・7・8）とする裁判例もあります。したがって，弁済期の到来している債務の額及び現在の資力などを確認して，支払不能にあるのかを確かめる必要があります。

また，破産手続については，債務超過も破産手続の原因となります。この債務超過については，継続企業価値を基準とすべきか，清算価値を基準とすべきか争いがあります（伊藤眞「破産法・民事再生法（第2版）85頁）。本件では清算価値が債務超過であると主張することになりますが，疑義のあるところですので，必ずしも破産手続開始決定が得られるとは限らないことにご注意ください。

（3）事業譲渡について

事業譲渡については，いずれの手続でも行うことはできます。ただ，当然のことながら，受け皿となるような事業者が存在しなければ事業譲渡というわけにはいきません。破産および清算は事業を終了する方向の手続ですので，事業譲渡をするのであれば早急に手続をとらなければならないでしょう。

なお，事業譲渡という観点からすれば破産手続より特別清算手続の方が使いやすいかもしれません。破産手続では，管財人選任前の事業譲渡では否認（後でなかったことにされる）リスクがありますし，管財人選任後だと会社側に主導権がなくなってしまうからです。

ただ、あまり事業譲渡の形式にこだわる必要はないかもしれません。例えば、機械設備などを事業を行いたい者に譲渡しておいて新たに事業を始めてもらうこともできると思います。

なお、破産および特別清算の手続のフロー図がありましたので、添付いたします。また、必要書類などを記載した資料もありましたので、これも併せて送らせて頂きます。

3 従業員の解雇について

従業員の解雇についてのお話が若干出ておりましたので、補足させていただきます。(会社の経営状態がよくないときの解雇は一般に整理解雇とされ以下の4要素(要件ともされる)により解雇の有効性が判断されます。解散や破産の場合には当然にこれらの要件を満たす場合が多いでしょうからほとんど問題になりませんが、当座、従業員を解雇しておくというのであれば、これらの要件を満たすことを確認してください。また、手続的な要件として、30日前に解雇予告をするか、30日分の平均賃金を払うかすることが必要ですのでご注意ください(労基20条)

[整理解雇の4要件]

- ①人員削減の必要性
- ②解雇回避努力
- ③人選の基準及び人選の合理性
- ④手続の合理性(信義則上説明協議をする義務)

以上

破産と特別清算手続の比較

項目	破産	特別清算
一般的メリット	①強制力のある手続(協定などによる同意は不要) ②否認権の行使や債権確定手続などがあり手続が充実 ③管財人の管理処分にあねることができる(申立人の手続負担はそれほど大きくない)	①簡易迅速な手続での清算が可能 ②会社の選任した清算人が財産を管理処分する(裁判所の選任した管財人ではない) ③債権者ごとに異なる条件で和解するなどの柔軟な手続も可 ④倒産のイメージが薄いといわれる
デメリット	①手続が厳格で時間がかかる ②裁判所の選任した管財人が財産を処分する ③債権者平等原則などのため柔軟性に欠ける ④「破産」イメージが強い	①株式会社の解散のため株主総会特別決議が必要 ②協定案に対して債権額の2/3の同意などが必要 ③否認権の行使ができない ④債権確定のための手続がない
費用	(予納金) 40～80万円 (弁護士費用) 60～100万円程度	(予納金) 協定型で終了の見込みがあれば5万円、債権者全員と和解できる見込みがあれば8360円 但し、同意が得られていない場合には破産予納金相当額が追加で必要とされる(東京地裁) (岡山地裁) 協定型105万円(破産移行を想定)、和解型8360円 (弁護士費用) 100万～
期間	換価すべき財産の額や債権者の数により異なるが、通常、1年以上は必要とされる	破産と同じく事案によるが、3か月～1年程度とされる

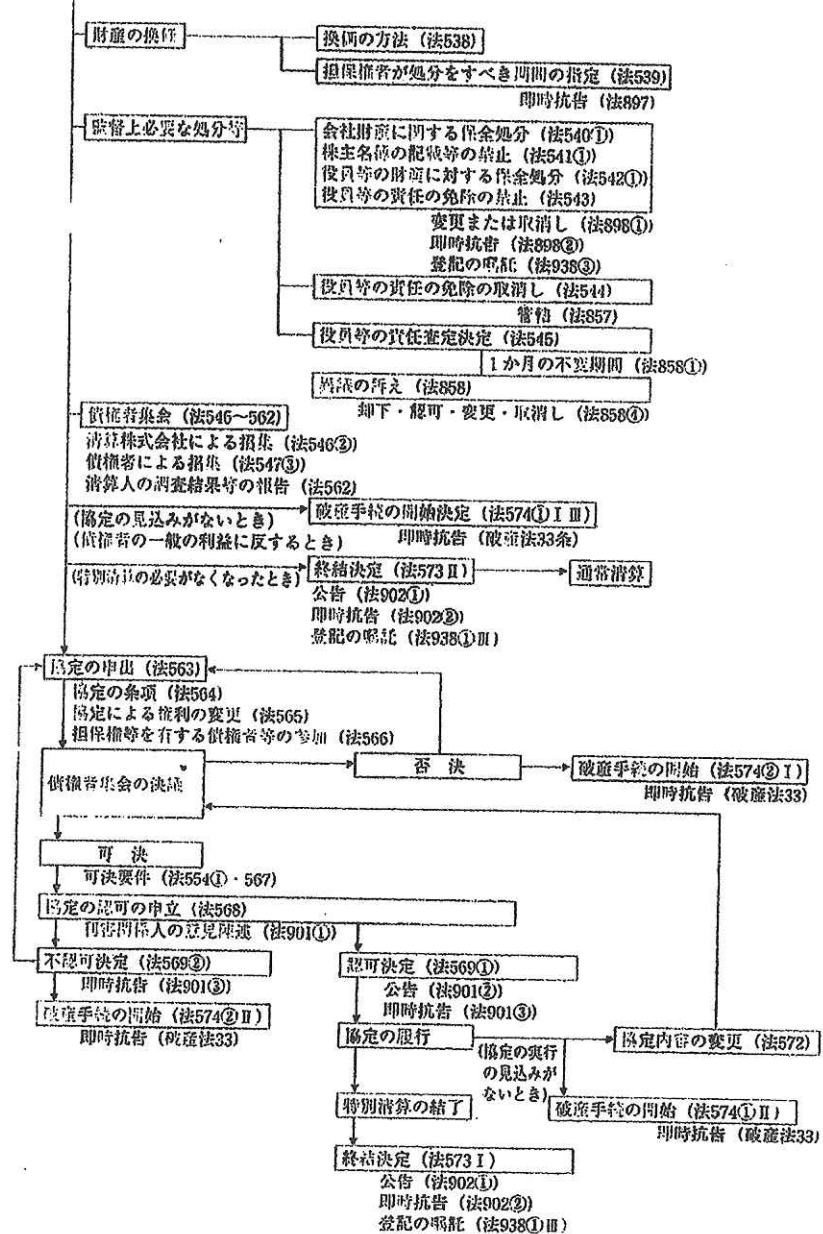
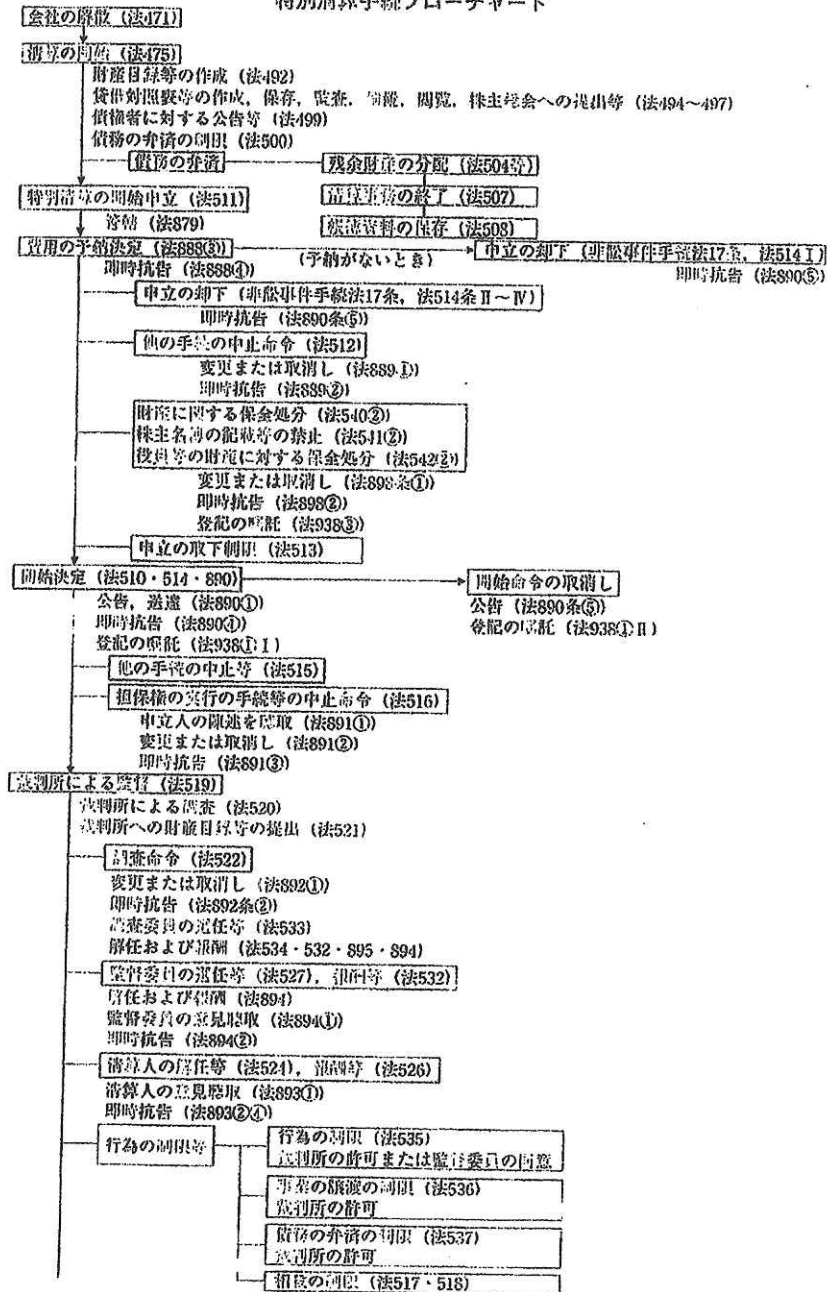
破産手続の一般的な流れ

項目	具体的内容
①破産手続開始の申立て	会社の本店所在地を管轄する地方裁判所に申立
②裁判所による債務者審尋	裁判所が会社の代表者に対して破産に至った事情や負債状況などを質問する (裁判所によっては省略されることもある)
③破産手続開始決定、破産管財人の選任	破産原因があると認めた場合には破産手続開始決定がされる 株式会社は破産手続開始決定により解散することになる 財産の管理処分や債権者への配当を行う破産管財人が選任される →財産の管理処分権は破産管財人に移る
④破産債権の届出	債権者は債権届出期間中に債権を届出する(労働者も債権者になり得ます)
⑤第1回債権者集会	管財人が、債権者に対して会社の財産・負債の状況などについて報告する
⑥破産債権の確定	管財人が届出られた債権を調査し債権を確定する
⑦換価・配当	管財人が破産財団(財産)を現金化して、債権者に配当する
⑧終了	配当が終了したら債権者集会で計算の報告を行い、破産手続終結決定がされる

特別清算の一般的な流れ

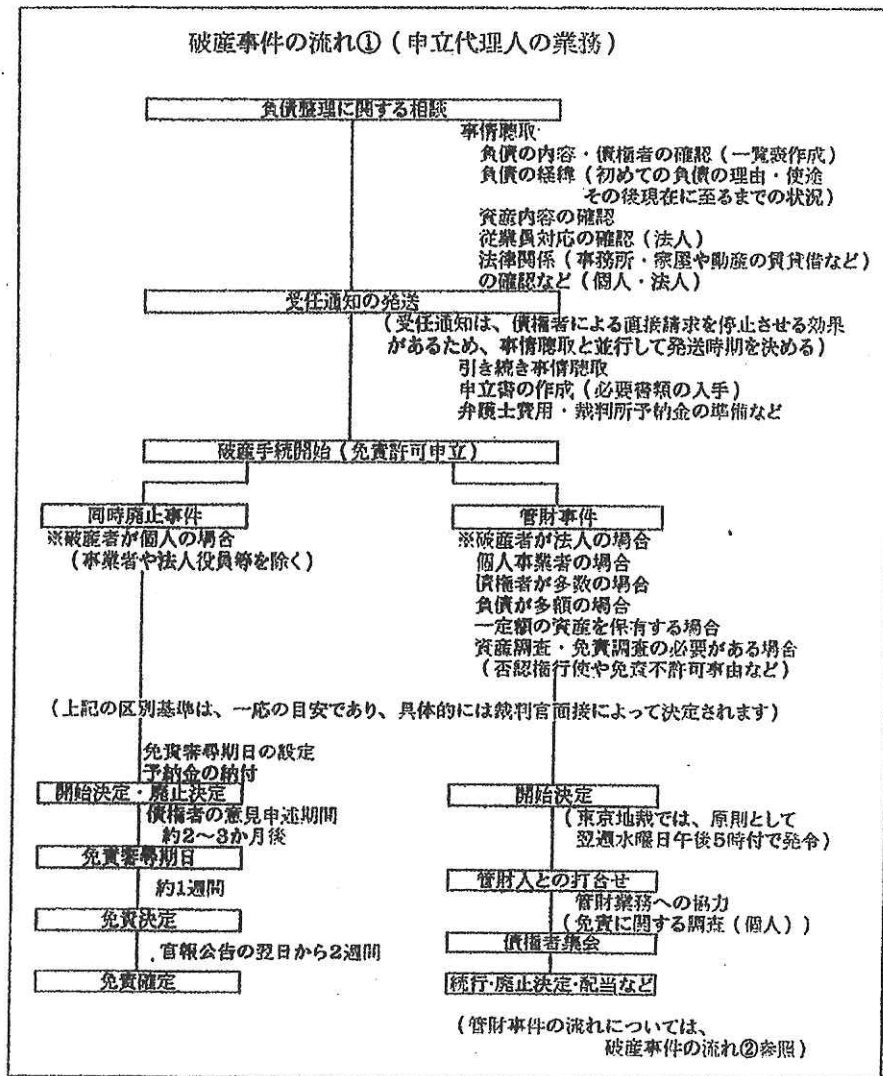
項目	具体的内容
①株主総会の解散決議、清算人選任決議	株主総会特別決議で解散および清算を決議する
②債権者への公告等	債権者に対して債権を申し出るべき旨を公告する(499) 清算人が清算開始時財産目録・清算開始貸借対照表作成 →株主総会の承認決議が必要
③特別清算の開始申立	本店所在地の地方裁判所に申立(清算人が申立できる(511))
④特別清算の開始決定	特別清算開始の原因となる事実があれば開始決定をする
⑤裁判所への財産目録の提出	②の財産目録を裁判所に提出する
⑥財産の換価	会社の財産を現金化する
⑦協定案の申出・債権者集会の決議	協定案(弁済案)を作成して、債権者集会の決議を経る 出席債権者の過半数かつ総債権額の2/3以上の同意で可決
⑧協定の認可の申立	協定案が可決されたら裁判所に認可決定を求める
⑨協定の履行	協定に従って弁済する
⑩特別清算終結決定	裁判所により終結決定がされる
(協定否決・不認可の場合)	破産手続開始決定がされる場合がある

特別清算手続フローチャート



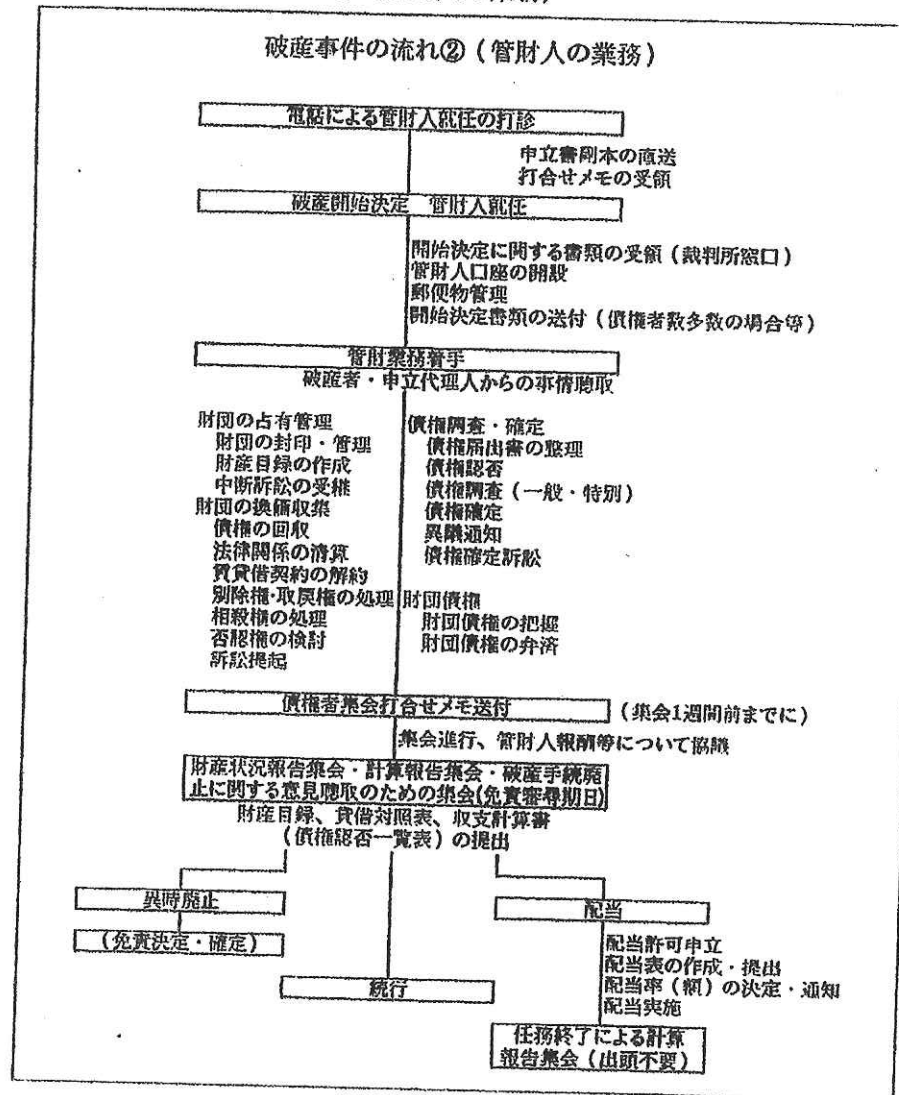
1 破産手続の流れ

【1】破産事件の流れ①（申立代理人の業務）



1 破産手続の流れ

【2】破産事件の流れ②（管財人の業務）



添付目録及び添付資料一覧表（法人用）

添 付 目 録	添 付 資 料
1 ☐ 資産及び負債一覧表	
2 債権者一覧表関係	
☐ 債権者一覧表（一般債権者、別除権者等）	
☐ リース物件等一覧表	☐ リース契約書写し
☐ 債権者一覧表（労働債権）	
☐ 債権者一覧表（その他の優先債権）	
☐ 公租公課一覧表	
3 財産目録関係	
☐ 預貯金目録	☐ 預貯金通帳写し
☐ 手形・小切手目録	☐ 手形・小切手写し
☐ 売掛金目録	
☐ 在庫商品目録	
☐ 貸付金目録	☐ 金銭消費貸借契約書写し
☐ 不動産目録	☐ 不動産登記簿謄本 ☐ 固定資産評価証明書
	☐ 査定書
☐ 賃貸物件目録	☐ 賃貸借契約書写し
☐ 什器備品類目録	
☐ 自動車目録	☐ 自動車車検証写し
☐ 電話加入権目録	
☐ 有価証券目録	☐ 有価証券写し
☐ 貸借保証金・敷金目録	☐ 賃貸借契約書写し
☐ 保険目録	☐ 保険証券写し
☐	
☐	
☐	
4 その他	
☐ 係属中の訴訟等一覧表	☐ 訴状等裁判書類
☐ 倒産直前の処分行為等一覧表	
(その他の添付資料)	
☐ 決算書（直近3期分 内訳明細書等を含む）	
☐ 商業登記簿謄本	
☐ 取締役会議事録	
☐ 委任状	

【申立代理人保管中の財務資料等】 *管財人に直接引き継ぐ予定のもの	
☐ 総勘定元帳 ☐ 現金出納帳 ☐ 手形・小切手帳 ☐ 就業規則 ☐ 退職金規程	
☐ 貸金台帳 ☐ 印鑑 ☐ 債務疎明書類（金銭消費貸借契約書等）	
☐ 売掛金台帳 ☐ 社会保険関係書類 ☐ 鍵（事務所・自動車） ☐ 税務申告書控え	
☐	

第1章 清算手続

5. 申立ての具体的手続

(1) 管轄裁判所

ア 原則的管轄

特別清算は、その会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所が専属して管轄する（会社868条1項）。「本店の所在地」とは、定款に記載され、又は記録された本店所在地のことである（会社27条3号参照）。

申立て直前に、登記簿上の本店を現実の本店所在地に移転し、特別清算の申立てをすること、あるいは特別清算手続が円滑に進むように債権者の多い場所に本店を移転し、その登記簿上の本店所在地に特別清算の申立てをすることも許される。

イ 管轄の特例⁷¹

法人が株式会社の総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の過半数を有する場合には、当該法人（以下会社法879条に従い「親法人」という。）について特別清算事件、破産事件、再生事件又は下会社法879条に従い「親法人」という。）が係属しているときにおける当該株式会社（以下「子会社」という。）についての特別清算開始の申立ては、親法人の特別清算事件等が係属している地方裁判所にも特別清算開始の申立てをすることができる（会社879条1項）⁷²。

子会社が単独で又は親法人及び子会社が他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合は、当該他の株式会社（いわゆる孫会社）についての特別清算開始の申立ては、親法人の特別清算事件等が係属している地方裁判所にも特別清算開始の申立てをすることができる（会社879条2項）⁷³。

株式会社が最終事業年度（会社2条24号参照）について当該株式会社及び他の株式会社に係る連結計算書類（会社444条）を作成し、かつ、当該株式会社の定時株主総会においてその内容が報告された場合には、当該株式会社について特別清算事件等が係属しているときにおける当該他の株式会社（いわゆる連結子会社）についての特別清算開始の申立ては、当該株式会社の特別清算事件等が係属している地方裁判所にも特別清算開始の申立てをすることができる（会社879条4項）。

71 会社法で特別清算に係る管轄の特例が設けられたのは、特別清算が、子会社等の関連会社の清算に利用されることも多いとされており、親法人等の特別清算事件が係属している裁判所、さらには、親法人等の破産事件、再生事件又は再生事件が係属している裁判所において、子会社等の特別清算事件を処理することができるような管轄の特例を設ける必要性が高いと考えられることによるとされる（荻本・前掲注41、33頁）。

72 同様の規定としては、破産法5条3項、民事再生法5条3項、会社更生法5条3項が挙げられる（荻本・前掲注41、33頁）。

73 同様の規定としては、破産法5条4項、民事再生法5条4項、会社更生法5条4項が挙げられる（荻本・前掲注41、34頁）。

特別清算

第2節 法人の清算手続

なお、特別清算については、破産法、民事再生法及び会社更生法等とは異なり、専ら親法人等の特別清算事件等の係属裁判所を基準にして子会社等についての管轄の特例を認めるいわば片面的な特例となっているとされる⁷⁴。

(2) 提出書類

ア 申立書（書式8）

特別清算の申立ては書面で行なければならない（会社非訟規1条）。

申立書の記載事項は以下のとおりである（会社非訟規2条参照）。

① 申立人の氏名又は名称及び住所（会社非訟規2条1項1号）

代表清算人は清算人の資格で個人として申し立てるのであって、会社が申立人となるものではないから、申立人の住所には代表清算人の住所を記載しなければならない。

② 申立代理人の氏名及び住所（会社非訟規2条2項1号）

③ 申立てに係る会社の商号及び本店の所在地並びに代表者の氏名（会社非訟規2条1項2号）

④ 申立ての趣旨及び申立ての原因となる事実（会社非訟規2条1項3号）

申立ての原因となる事実には、特別清算開始の原因となる事由（会社法510条各号に定める事由のいずれか）及び特別清算開始の障害となる事由（会社法514条各号に定める事由のいずれも）がないことを記載する必要があるとされる⁷⁵。

申立ての原因として必要な部分は以下のとおりである。

⑦ 被申立会社の概要（会社の沿革、商号、会社の目的、会社の資本、会社解散時の役員構成、会社の株主構成、本店・工場・営業所と現在の従業員の規模、組合の構成、解散年月日、清算人）

① 会社業務の現状（営業項目、取引先）

② 会社が解散に陥った原因（倒産原因と倒産に至る経過）

③ 事業継続の有無

④ 特別清算の開始原因（資産・負債の状況）

⑤ 特別清算の見込み

⑥ 申立てを理由づける具体的な事実ごとの証拠（会社非訟規2条2項3号）

⑦ 申立年月日（会社非訟規2条2項4号）

⑧ 裁判所の表示（会社非訟規2条2項5号）

74 その理由としては、注71のような管轄の特例を設ける必要性や、親法人等の特別清算事件等が係属している裁判所の所在地には、子会社等の大株主（親会社等）が存在することが多く、子会社等の本店の所在地を管轄する地方裁判所以外の地方裁判所に管轄権を認めても弊害が少ないと考えられることを踏まえたことが挙げられる（荻本・前掲注41、35頁）。

75 四百・前掲注49、54頁

第1章 清算型手続

⑧ 申立人又は代理人の郵便番号及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。）（会社非訟規2条2項6号）

イ 貼用印紙額

特別清算申立書には、2万円の印紙の貼用を要する（民訴費3条1項）。

ウ 申立書の添付書類

特別清算申立書の添付書類としては、清算株式会社の登記事項証明書（会社非訟規3条1号7）、申立ての原因となる事実についての証拠書類の写し（会社非訟規3条2項）及び代理人による申立てにおける代理権限証明書（会社非訟規9条、民訴規15条前段）のほか、申立ての原因となる事実に関する資料、清算株式会社に関する資料その他特別清算手続の円滑な進行を図るために必要な資料であって、裁判所が求めるもの（会社非訟規4条）がある。

① 清算財産目録

② 清算貸借対照表

上記①及び②の書類は、解散時における清算株式会社の財政状態を把握し、特別清算の開始原因の一つである債務超過の事実の有無を確認するための書類である⁷⁶。

③ 清算貸借対照表等に関する株主総会の承認決議の議事録写し

④ 清算人会の承認決議の議事録の写し（清算人会を設置しているとき）

⑤ 直近2期分の貸借対照表及び損益計算書

過去の決算期における清算株式会社の財務状態及び過去の一会計期間における清算株式会社の経営成績を把握し、清算株式会社に不正な経営のおそれがないか、否認対象行為があるかないか等を確認するための書類である⁷⁷。

⑥ 株主名簿（解散時のもの）（住所記載不要）

⑦ 債権者名簿（住所記載不要）

⑧ 債務者名簿（住所記載不要）

⑨ 債権申出催告の官報公告写し

⑩ 債権者の申立同意書（特別清算申立てに対するもの）

債権者の同意書は、特別清算の遂行、特に法定多数の債権者による協定成立実行の見込みがあるかどうかの判断に資する書類である⁷⁸。

⑪ 清算人の履歴書

76 清算株式会社について、株式会社であること、解散していること、本店の所在地による管轄及び清算人等が確認できる（四宮・前掲注49、69頁）。

77 四宮・前掲注49、70頁

78 四宮・前掲注49、70頁

79 四宮・前掲注49、71頁

第2節 法人の清算型手続

裁判所の清算人に対する監督を容易にするため、特別清算申立て時に、清算人の履歴書を提出させるのが東京地裁民事8部（商事部）の取扱いである。履歴書には、清算人の最終学歴にその後の職歴、清算会社との関わりを具体的に記載することを要する。

⑫ 定款

会社の基本的情報の取得するための書類である。

⑬ 事業譲渡契約書写し（事業譲渡をしていた場合のみ必要）

⑭ スケジュール表（申立書に記載があるときは不要）

⑮ 清算人の報酬放棄書（報酬放棄をするときのみ必要）

(3) 費用の予納

特別清算開始の申立てをするときは、申立人は、特別清算の手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない（会社88条3項）。予納費用の内訳は、開始決定、協定と終結決定の各官報公告料及び監査委員等の報酬である。特別清算人の報酬は、協定の段階で協定中に折り込むので、予納費用には含まれていない。

東京地裁民事8部の予納金の取扱いは、以下のとおりである。

ア 協定型

予納金（一律印紙）5万円と予納郵券610円（80円切手7枚、10円切手5枚）

イ 和解型

予納金（一律印紙）8,360円と予納郵券520円（80円切手6枚、10円切手4枚）

Ⅲ 任意整理（清算型）

1. 総論

既述のとおり、法人の任意整理には、会社の資産の換価や売掛金の回収等により配当財源を作り出し債権者に公平に配当した上で会社を清算する清算型と、債権者の有する債権の放棄や株式化により過剰債務を返済可能な額まで圧縮し、残債務を分割弁済することとして、事業の再建を図る再建型に分類することができる。本節では清算型についてふれ、再建型については141ページ以下で詳述する。

(1) 破産などの法的整理との違い

清算型及び再建型の任意整理は、破産、民事再生などの法的整理の場合と比較して、以下のような点で違いがある。

ア 管轄

任意整理は各債権者との個別和解交渉であって、裁判手続を利用しないことから、裁判管轄が存在しない。また、債権者との交渉に手紙、電話、電子メール又はファックスを用